

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見徴求書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正が行われましたので、当該修正後の貨物について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日